

高次脳機能障害に関わる社会制度

脳損傷による高次脳機能障害や身体に麻痺などの後遺障害がある場合に、医療費や生活費に関する助成を受けたり、生活面の支援に関する制度を利用することができます。それぞれの制度は、発症・受傷原因、年齢、障害の状況などにより利用条件が異なりますので、詳しい内容については各市の高次脳機能障害者支援の窓口や各市制度窓口、もしくは病院のソーシャルワーカーにご相談ください。(なお、ご紹介する制度は東京都在住の方向けに記載しています。都外在住の方は、名称や手続き方法が異なる場合がありますので、お住まいの自治体の相談窓口もしくは病院のソーシャルワーカーにご確認ください)

■ 医療費に関わる制度

| 制度 | 制度の種類・概要・対象者 | 窓口 |
|-----------------------|--|---|
| 高額療養費制度 (限度額適用認定証) | 保険適用の医療費の1割～3割が自己負担となりますが、所得に応じて設定された自己負担限度額を超えたときは、その超えた額が「高額療養費」として後日払い戻されます。また、70歳未満の方および70歳以上で低所得の方については、加入している保険窓口に事前に申請し「限度額適用認定証(70歳以上は標準負担額・限度額適用認定証)」の交付を受け、医療機関に提示すると、医療機関窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。 | 【国民健康保険】 区市町村担当課 【社会保険】 加入している全国健康保険協会もしくは健康保険組合 |
| 自立支援医療 (精神通院医療) | 高次脳機能障害があり、通院による精神医療を継続的に要する程度の症状がある方の医療費が原則1割になります。精神医療に関わる調剤、往診、デイケア、訪問看護も対象になります。 | 区市町村担当課 |
| 心身障害者(児) 医療費助成制度 | 65歳未満で身体障害者手帳1・2級(内部障害については3級も含む)または精神障害者保健福祉手帳1級、愛の手帳1・2度を取得した方に対して医療保険の自己負担分を助成する制度です(所得制限あり)。医療機関の窓口では、一部負担金を支払います(住民税非課税の方は入院時の食費相当額のみ負担)。ただし、都外や当制度を取り扱わない医療機関で診療を受ける場合は、医療保険の自己負担分を医療機関の窓口で支払い、その領収書をもって、お住まいの区市町村の心身障害者医療費助成担当課に医療費の還付申請をする必要があります。 | 区市町村担当課 |

■ 生活費を保障するための制度 その1

| 制度 | 制度の種類・概要・対象者 | 窓口 |
|-------|--|------------------------------------|
| 傷病手当金 | 被保険者が、業務外の病気やけがによる療養のため欠勤して給料を受けられない日が続いたとき、その4日目以降、加入している健康保険組合等から最長1年6ヶ月、1日につき標準報酬日額の3分の2の金額が支給されます。(市区町村の国民健康保険には当制度はありません) | 勤務先健康保険組合、 全国健康保険協会の 都道府県支部等 |

■ 生活費を保障するための制度 その2

| 制度 | 制度の種類・概要・対象者 | 窓口 |
|------|--|---|
| 障害年金 | 障害認定日(障害の原因となった病気やけがの初診日から1年6ヶ月経過したとき、またはそれ以前で症状が固定されたとき)に法令に定める障害の状態にあるか、または65歳に達するまでの間に障害の状態になったときに受給できます。ただし、保険料未納期間があると受給できない場合がありますので確認が必要です。(保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)が加入期間の3分の2以上であること、または、直近の1年間に保険料未納期間がないことが必要です。)障害年金には障害基礎年金と障害厚生年金があります。 障害基礎年金 ：年金加入者が受給対象になります。障害程度により1級、2級の年金が支給されます。 障害厚生年金 ：厚生年金加入者が受給対象になります。障害程度により1級、2級、3級の年金または一時金(障害手当)が支給されます。1級、2級の方は障害基礎年金と障害厚生年金が支給されますが、3級の方は障害厚生年金のみの支給となります。年金額は標準報酬月額等によって異なります。 | 【障害基礎年金】 区市町村担当課 【障害厚生年金】 各年金事務所 |

■ 生活を充実させるための福祉制度 (利用方法は次ページをご参照ください)

| 制度 | 制度の種類・概要・対象者 | 窓口 |
|----------------------------|--|---|
| 介護保険制度 | 65歳以上の方または40歳以上65歳未満で指定された特定疾病(脳血管疾患など16疾病：下記参照)に該当の方が、日常生活を送るのに支障がある状態になった際に、訪問サービスや通所サービスなど日常生活を手助けするサービスを1・2割の自己負担額で利用できます。 ①末期がん ②慢性関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症 ④後縦靭帯骨化症 ⑤骨折を伴う骨粗鬆症 ⑥初老期における認知症 ⑦パーキンソン病関連疾患 ⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症 ⑩早老症 ⑪多系統萎縮症 ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ⑬脳血管疾患 ⑭閉塞性動脈硬化症 ⑮慢性閉塞性肺疾患 ⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 | 区市町村担当課、 地域包括支援センター |
| 障害者 総合支援法 | 身体障害・知的障害・精神障害・難病等の障害の種別に関係なく福祉サービスを受けることができます。 障害福祉 ：居宅介護、移動支援、短期入所、生活介護など介護を受けるサービス「介護給付」と就労移行支援事業、就労継続支援A型・B型、共同生活援助など訓練等を受ける「訓練等給付」のサービスを利用することができます。 地域生活 ：相談支援、日常生活用具給付・貸与、移動支援など区市町村が地域特性や利用者の状況を踏まえ柔軟に対応します。 | 区市町村担当課、 相談支援事業者 |
| 日常生活自立支援事業 (地域福祉権利擁護事業) | 福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、書類等の預かり等を行っています。相談や支援計画の作成は無料です。利用契約後の生活支援員による支援は有料となりますが、利用料の減免等を実施している地域もあります。 | 区市町村 社会福祉協議会 |
| 成年後見制度 | 契約等の法律行為や財産管理を行う上で、判断能力が十分でない方の権利を守り、法的に保護する制度です。成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。 法定後見制度 ：法律の定めにより、判断能力に応じて後見・保佐・補助の3種類に分け、判断能力に応じて家庭裁判所が後見人を選任します。 任意後見制度 ：十分な判断能力があるうちから任意後見人と契約を締結しておき、判断能力が低下した時点で必要な支援が受けられるようにします。 | 区市町村 社会福祉協議会、 権利擁護センター、 成年後見センター、 区市町村担当課など |